

播磨ゆめづくり塾 塾長募集

播磨町をもっとすてきなまちにしたい。

こんなまちだったらいいな。

あんなまちにしたいな。 そんな思いはありませんか？

ゆめづくり塾ってなに？

播磨町をもっとすてきなまちにしたいーこんなまちだったらいいな。という思いをテーマにして、夢のあるまちづくりにチャレンジする事業だ。

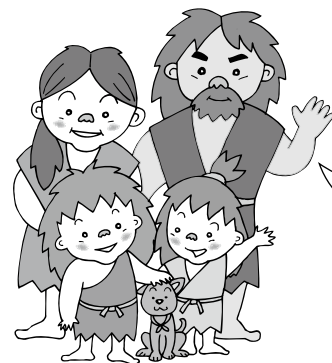
へえ、そうなんだ。

5人ぐらいでグループをつくって、まちのためになる活動をしたら、町が応援してくれるんだって。

でも難しいのかな？

みんなでやれば、楽しいよ。自分たちで考えた活動が、まちのためになるって、すごいよ。それに団体を育成する目的もあるから、ちゃんとサポートしてくれるよ。

楽しんですることが、まちのためになるってすてきな。そうするだけで、住みやすくなるものね。



あなたも仲間を誘って
やってみませんか？
「まちづくり みんなで
いっしょに たのしいよ！」

活動のテーマとしては、
次のようなものが考えられます

- ①子育て支援活動
- ②自然環境保全・回復活動
- ③特産品の開発・研究
- ④その他播磨町のまちづくり

そんな思いを塾のテーマとして、あなたがリーダー「塾長」となって夢のあるまちづくりにチャレンジしてみませんか。

播磨ゆめづくり塾は、まちづくりに関するテーマをもとに、住民の皆さん自らが研究・活動・提言などをしていただくことで、地域で活動するリーダーや団体を育成するための事業です。自由な発想と多くの人との交流を通して皆さんが自らの運営により研究・活動し、成果をまとめていただきます。

ゆめづくり塾は、活動終了後にNPO法人や各種のボランティアグループで活躍されている方を輩出しています。

▼塾の選考

塾の活動は、運営委員会の選考により採択されたテーマの応募者を「塾長」とし、その「塾長」が中心となって、募集した「塾生」と共に自主的な運営により活動を進めていただきます

▼応募資格 町内在住または在勤の人
▼活動期間 平成27年3月末まで

▼条件

- ・活動の中心が播磨町内であること
- ・塾活動の核になる者が5人程度いること
- ・多くの塾生や参加者を獲得できる見込みがあること
- ・活動を広げていきたいという「夢」と「熱意」があること

・具体的な成果が得られるもので、その効果が地域に還元されることが期待される活動であること（単なる交流を目的とした活動、イベント中心の活動は対象となりません）

▼その他

- ・各塾には、予算の範囲内において、活動資金として研究委託料（限度額あり）をお渡しします
- ・同種のテーマによる申し込みがあった場合は、活動を共催、または分担していただくことがあります
- ・月1回程度、塾長会議を開催しますのでご参加ください
- ・活動終了後、成果をまとめた報告書を提出していただきます

きま

▼締切日 5月9日（金）

▼申込み・問合せ 募集要項・応募用紙は、企画グループ窓口のほか、町ホームページからダウンロードできます

企画グループ

☎079（435）0356

住民協働推進事業

～町の課題に協働で取り組む団体募集～

▶問合せ 企画グループ ☎079（435）0356

この事業は、まちづくりに取り組む公益・非営利の法人や既に活躍されている住民活動団体（以下まちづくり活動団体）から、専門性・柔軟性などを生かした個人の利益や仲間だけの共益を超えた、地域やまちの公益のための活動の提案を募集し、まちづくり活動団体と町の協働事業として実施することを目的としています。



▶募集する「まちづくり活動団体」とは…

- ・町内に事業所がある NPO法人、公益法人
- ・活動実績があり、住民に認知されている町内の団体
- ・ゆめづくり塾OB

▶役割分担

まちづくり活動団体…町の施策により実施する必要がある取り組みを主体的に実施する。

町…まちづくり活動団体を側面から支援し、まちづくり活動団体では対処が困難な部分を担う。

▶活動期間 平成27年3月末までで必要な期間

▶まちづくり活動団体の選考 担当部署に提案内容についての意見を求めた上で、運営委員会による選考を行い決定します

▶条件

- ①総合計画における施策や町が策定する計画における事業や取り組みに合致すること
- ②活動の核となる者5人以上で組織し、本町住民がその中にいること
- ③具体的な成果が得られるもので、その効果が地域に還元されることが期待される活動であること
- ④活動を計画的に展開していくためのビジョンを有すること
- ⑤原則として、1年以上のまちづくり活動の実績があること
- ⑥適正な会計処理が行われていること、またはその能力を有すると認められること

※次のいずれかに該当する場合は対象としません。

- ・ごく限られた地域・対象者のための活動、または広域にまたがる活動
- ・法令及び公序良俗に反し、またはそのおそれがあるとき
- ・特定の政治、思想及び宗教の活動を支援または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれがあるとき
- ・まちづくり活動の成果が、特定の個人または団体のみにとどまること
- ・学術的な研究を主な目的とするとき
- ・レクリエーションや親睦を主な目的とするとき
- ・町の既存の補助制度、枠組みで対応できること

▶その他

- ・予算の範囲内において、活動資金として委託料（限度額あり）を支払います。
- ・適正に活動資金が使われているか監査を行います。
- ・活動が終了した後、事業報告書を提出していただきます。

※詳しくは、募集要項をご確認ください。

▶締切日 5月9日（金）

▶申込み・問合せ 募集要項・応募用紙は、企画グループ窓口のほか、町ホームページからダウンロードできます
企画グループ ☎079（435）0356